

泉中学校いじめ防止基本方針

1 泉中のいじめ防止についての基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題である。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを目的として、いじめ防止等のための対策を行う。

(2) いじめの定義

- ①冷やかし・からかい・悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視。
- ③軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ICT機器で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他、人権を侵害するすべての言動。

(3) いじめの特徴

- ①「いじめ」は、目に見えにくい。
- ②「いじめ」は、相談しにくい。
- ③「いじめ」は、いつでもどこでも、誰にでも起こりうる。
- ④「いじめ」の態様は、ひやかしやからかいから犯罪にあたるものまで多種・多様である。
- ⑤「いじめ」は、被害者と加害者の認識が違っていると考えるべき。
- ⑥「いじめ」は、人の命にかかわる大きな問題である。

(4) いじめをなくすために想像したいこと

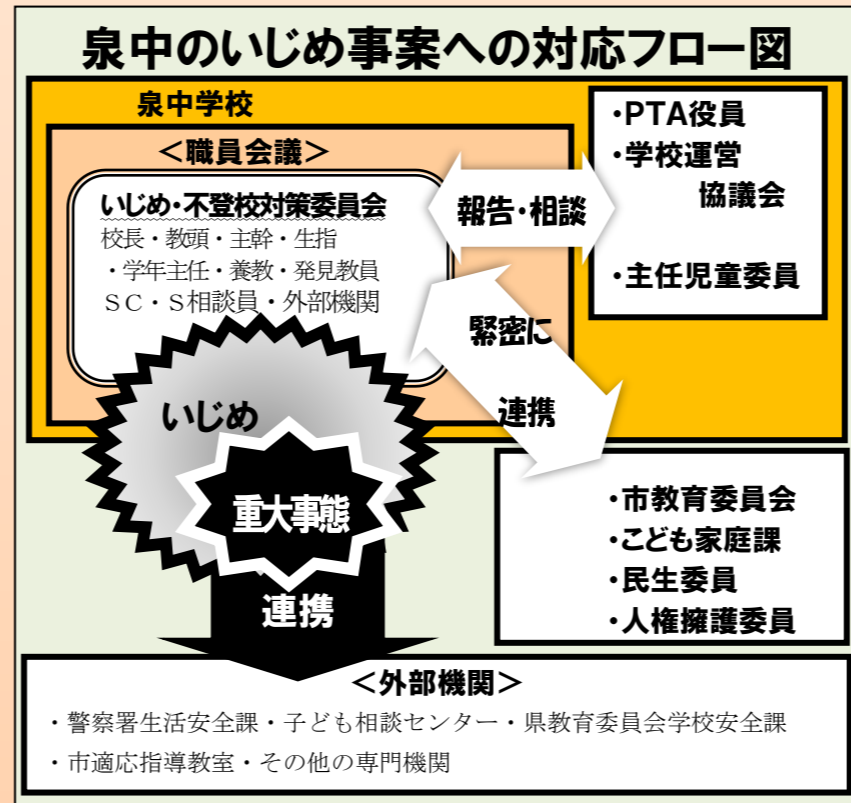
- ①「いじめ」をしそうになるときの、気持ちや環境を想像する。
- ②「いじめ」をしてしまった後の、気持ちや状況を想像する。
- ③「いじめ」をしかけたがとどまった時の、気持ちや決断を想像する。
- ④「いじめ」をされたときの、気持ちやその後の生活を想像する。
- ⑤「いじめ」をした生徒やされた生徒の親の立場を想像する。

2 泉中のいじめへの対応

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」の設置

いじめ防止等に関する取組を実効的に行うため校内に「いじめ・不登校対策委員会」を置く。「いじめ・不登校対策委員会」は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中心となる役割を担う。

(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の組織



(3) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

いじめ・不登校対策委員会では、次のことを行う。
「学校の教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。（※いじめ防止対策推進法23条第1項）」

- ① 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
- ② いじめの相談・通報の窓口業務
- ③ 関係機関、専門機関との連携
- ④ いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ⑤ いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒の事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
- ⑥ 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
- ⑦ 重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査
- ⑧ 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

3 泉中のいじめの防止に関する具体的な取組

【泉中学校人権宣言】



令和3年1月 泉中サミットにて制定

(1) いじめに関する生徒指導の重層的支持構造

① いじめの発達指示的生徒指導

(ア) 生徒を学びの主役にする授業・規律ある授業の推進

- ・一人ひとりに成就感・達成感をもたせる授業の工夫
- ・仲間との学び合い（バズ学習）を基盤とした授業の充実
- ・安心して学べる授業規律の確立・教室環境の整備

(イ) 自己有用感・自尊心をはぐくむ取組の推進

- ・自尊心を高める学級活動、学校行事の推進
- ・対人関係能力を高める社会体験や異年齢交流活動の充実（体育大会・文化的行事・部活動等）

(ウ) 豊かな心をはぐくむ取組の推進

- ・継続的・系統的な道徳や人権教育の推進
- ・部活動等の体験活動や朝活動の充実
- ・委員会活動や挨拶指導を通じた規範意識の醸成

② いじめの未然防止教育

(ア) いじめの心理から考える未然防止の推進

- ・ひびきあい活動や情報モラルに係る放送・講演会の開催
- ・「いじめ防止」啓発活動、リーフレットの配付、昼の放送などで紹介する。
- ・道徳科の授業でいじめに関する授業を実施する。
- ・いじめの衝動を発生させる原因として「心理的ストレス」「異質な物への嫌悪感」「ねたみや嫉妬感情」「遊び感覚やふざけ感覚」「金銭などを得たい意識」「被害者になることへの回避感情」などが挙げられる。

(イ) いじめの構造から考える未然防止の推進

- ・いじめは加害者と被害者の二者の関係だけではなく、はやし立てる「観衆」、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在で成り立つことを理解させる。
- ・学級担任や学年職員で「絶対に守る」意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行い、安心感がある環境をつくる。

(ウ) いじめについて生徒が自ら解決を目指す取組の推進

- ・ひびきあい活動や情報モラルに係る放送・講演会の開催
- ・いじめ防止基本方針に基づき、各学級でいじめ撲滅宣言を作成し、取り組む。
- ・進捗状況を共有するひびきあい集いを位置付ける。

③ いじめの早期発見対応

(ア) 全生徒を対象とした質問紙調査及び聞き取り調査の実施。定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・心のアンケート（記名式4回：5、9、11、1月） 当該生徒：卒業後5年保管
- ・いじめアンケート年2回（無記名・記名選択式6月、2月）
- ・ロイノートを使用した「緊急時心のSOS」の有効活用

(イ) 情報の集約と共有する。

- ・いじめに係る事案については、把握した職員は速やかに管理職に報告するとともに、「いじめ・不登校対策委員会」で情報を共有する。各学年主任を通じて全教職員で共有する。緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

(ウ) 相談体制の整備と周知（気軽に相談できる環境づくり）

- ・生徒全員を対象とした教育相談週間の実施（月1回程度）
- ・相談窓口の設置およびいじめ相談電話など外部機関の生徒・保護者への周知徹底
- ・スクールカウンセラーや関係機関との情報共有

泉中学校いじめ防止等に係る年間の取組概要(予定)

月	いじめ防止に係る学校行事・取組	心の通い合いを大切に した体験・授業	いじめの未然防止の取組			アンケート
			生徒会活動	保護者との連携	教育相談	
4	・入学式 ・出発式	・ひびきあい集会①	・出発式 ・ひびきあい集会① （「いじめ防止基本方針」の提案） ・生徒会大徳	・PTA総会での「いじめ防止基本方針」の提案 ・授業参観日	・スクール相談員との面談（1年生）	
5	・笑顔の集い	・ひびきあい活動にかかわる道徳授業 ・情報モラル教育	・泉中サミット ・委員会	・懇談週間	・アンケート後の教育相談	・第1回心のアンケート
6	・宿泊研修	・宿泊研修	・委員会			・Q-Uアンケート① ・第1回いじめアンケート（無記名・記名式）
7	・あったかい言葉かけ運動（生徒）	・SOSの出し方教育にかかわる授業	・委員会 ・泉中サミット	・三者懇談		・「いじめ撲滅宣言」達成度アンケート
8	・あったかい言葉かけ運動（保護者）	・地域ボランティア				
9	・体育大会取組	・体育大会	・委員会		・アンケート後の教育相談	・第2回心のアンケート
10	・体育大会		・委員会	・三者懇談（3年生） ・授業参観日	・アンケート後の教育相談	・「いじめ撲滅宣言」達成度アンケート
11		・ひびきあい活動にかかわる道徳	・委員会 ・泉中サミット			・第3回心のアンケート ・Q-Uアンケート②
12	・文化的行事	・ひびきあい集会② ・ひびきあい集会にかかわる道徳	・ひびきあい集会② ・委員会	・三者懇談 ・学校評価アンケート		
1			・委員会 ・泉中サミット		・アンケート後の教育相談	・第4回心のアンケート
2			・生徒会大徳	・授業参観日	・教育相談週間（全員）	・第2回いじめアンケート（無記名・記名式） ・「いじめ撲滅宣言」達成度アンケート
3	・卒業証書授与式	・新入生半日入学	・出発式		・いじめ防止にかかわる学年集会	

④いじめの困難課題対応的生徒指導

(ア) アセスメントを行い、状況を把握する。

- ・「いじめの背景にある人間関係」「被害生徒の心身の傷つきの程度」「加害行為の背景」「加害生徒が抱える課題」等、事実確認を行う。

(イ) 指導方針・働きかけの方針を決める。

- ・被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針、周囲の児童生徒への働きかけの方針についてのプランニングを行います。

(ウ) 保護者への情報、方針の共有をする。

- ・被害児童生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明する。

(エ) 対応の実施後の見届けを行う。

- ・指導・援助プランを実施し、モニタリング（3か月を目途に、丁寧な見守り、被害児童生徒及び保護者への経過報告と心理的状態の把握等）を行う。

⑤その他

(ア) 保護者を対象とした取組の推進

- ・学級・学年通信、HPによる広報活動の推進
- ・学級懇談会やPTA会合における指導方針や情報の提供

(イ) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進

- ・言動と態度についての自己評価・相互評価
- ・校内現職研修会の実施（年2回）
- ・行政等との関係機関との情報交換

※犯罪行為として取り扱われるべき「いじめ」については、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(2) 重大事態への対処 (いじめ防止対策推進法第28条)

いじめ重大事態とは

- ・いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（法第28条第1項第1号）
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（同第2号）

①重大事態が発生した旨を、土岐市教育委員会に速やかに報告する。

②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

※この「泉中学校いじめ防止基本方針」は、本校のホームページに掲載されるとともに、PTA総会、および生徒総会において説明されるものとします。そこで、出された意見をもとに内容を検討し直し、改定、修正を加えます。

令和7年3月改訂

心配なことは、ご家族だけで悩まず学校へご相談ください。

【泉中学校電話】 0572(54)2295

【泉中学校緊急携帯】 070(3116)9014